

「(仮称) M学園製菓校新築工事」に係る協議内容

1. 申出の内容

計画の名称	(仮称) M学園製菓校新築工事	
行為の場所	姫路市豊沢町 81	
申出者	住所	兵庫県姫路市東延末 2-165
	氏名	学校法人みかしほ学園 理事長 水野 いき
代理者	住所	兵庫県姫路市増位新町 1-8-2
	氏名	有限会社アークアソシエイツ 管理建築士 高馬 康弘
設計者	住所	兵庫県姫路市増位新町 1-8-2
	氏名	有限会社アークアソシエイツ 管理建築士 高馬 康弘
都市計画の地域地区等	(用途地域) 商業地域 (その他) 防火地域、駐車場整備地区 (基準容積率) 600% (基準建ぺい率) 80%	
景観計画の区域区分	都市景観形成地区 (駅南大路地区)	
行為の期間	(着手予定日) 平成 27 年 5 月 1 日 (完了予定日) 平成 28 年 2 月 28 日	
行為の概要	種類	建築物
	用途	専修学校
	行為区分	新築
	敷地面積	556.79 m ²
	建築面積	487.25 m ²
	延べ面積	2,811.01 m ²
	階数	地上 6 階
	構造	鉄骨造
	高さ	29.19m
	仕上材料	(外壁等) 緑青ボーダー、マジックコート吹付、御影石貼、石目吹付 (屋根) GL 鋼板
	色彩	(外壁等) 色相 5GY 明度 8.0 彩度 0.5 (屋根) 色相 2.5G 明度 7.0 彩度 2.0
屋外広告物	建物名称看板 200 角ステンレス HL ピット文字 15 文字	

(昼間)



完成予想図

(夜間)



※この完成予想図は、協議の参考とするためデザイン事前協議申出書に添付されたイメージパースであり、確定した図面ではありません。

2. 協議の経過及び内容

- (1) デザイン事前協議の申出年月日
平成27年1月9日
- (2) 景観・広告物審議会デザイン部会の開催年月日
平成27年1月27日
- (3) 市の意見書の送達年月日及び内容
平成27年2月17日

〔市の意見〕

① ショーウィンドウの運用について

1階部分のショーウィンドウは、うるおいとにぎわいのある歩行者空間の形成に寄与するものですが、通りからよく見える場所であるため、その運用にあたっては、ガラス面への内貼広告の掲出などは控えるとともに、その内容も含めて、良好な景観の形成に十分に配慮してください。

② 夜間の照明について

駅南大路に面する1階部分（ショーウィンドウを含む）には夜間照明やライトアップ装置等を設置し、夜間の環境の向上につながるよう配慮してください。

③ 敷地境界のフェンス等について

連続性のある沿道景観の形成を図るため、隣地との敷地境界のフェンス等については、設置位置、高さ、色彩等において連続感を遮断しないよう努めてください。

④ 花や緑による演出について

敷地内にプランターを設置するなど花や緑の演出を行い、親しみやうるおいのある、歩いて楽しい歩行者空間の形成に努めてください。

- (4) 事業者からの回答書の提出年月日及び内容
平成27年3月25日

〔意見書に記載された事項に対する回答〕

① ショーウィンドウの運用について

生徒の作品の展示や、魅せる実習室をテーマにしたショーウィンドウの運用を考えております。ガラス面の内貼広告を控える等、景観に配慮した運用をしていきたいと思っております。

② 夜間の照明について

エントランスやショーウィンドウに、景観に配慮した照明を心がけます。

③ 敷地境界のフェンス等について

塀やフェンス等、連続性のある景観形成の為の外構計画に努めます。

④ 花や緑による演出について

間口が狭いため、プランター設置や植栽による緑化は現段階では未定です。

(5) 協議の終了年月日及び協議結果通知書の内容

平成27年3月31日

〔協議結果〕

姫路市景観・広告物審議会デザイン部会の意見を踏まえて市と事業者で協議した結果、以下のとおり一定の結論に達したため、協議が調ったものとする。

① ショーウィンドウの運用について

うるおいとにぎわいのある歩行者空間の形成について、「生徒の作品展示や魅せる実習室をテーマとしたショーウィンドウの運用を考えている」や、「ガラス面の内貼広告を控え、景観に配慮した運用をしていきたい」など一定の配慮が示された。

② 夜間の照明について

夜間の環境の向上について、「エントランスやショーウィンドウに、景観に配慮した照明を心がける」など一定の配慮が示された。

③ 敷地境界のフェンス等について

連続性のある沿道景観の形成について、「塀やフェンス等、連続性のある景観形成のための外構計画に努める」など一定の配慮が示された。

④ 花や緑による演出について

花や緑の演出による歩いて楽しい歩行者空間の形成について、間口が狭いため、プランターの設置や植栽による緑化は現段階では未定との回答であった。これについて市は、道路境界と建物壁面との隙間に植栽を行ったり、ピロティにプランターを設置するなどできる限り緑化に努めるよう求めた。